

支 払 基 金
令和 4 年 11 月 22 日

「オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5 mg 0.75 mL」
における医薬品マスターの公表について

医薬品コード：622923201「オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5 mg 0.75 mL」については、令和 4 年 11 月 15 日付け厚生労働省告示第 332 号に基づく新規医薬品コードとして公表しています。

今般、令和 4 年 11 月 16 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 32）別添 2」により、入院時に 1 回分のみ使用する場合の算定方法についての取扱いが示されたことに基づき、別紙のとおり、医薬品マスターを改定しましたので、お知らせします。

※令和 4 年 11 月 16 日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 32）別添 2」

問 2 「オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg」は、内容量が 1.5mg、1 回の使用量が 80 μ g であるが、14 日用の製剤として薬価収載されている。入院時に 1 回分のみ使用する場合、オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg の算定方法はどのようなになるか。

（答）オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg は 14 日用製剤であるため、オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg の薬価を 14（日分）で除したものを 1 日分（1 回分）の薬剤料とする。なお、入院中に処方し、入院中に使用しなかった分についての取扱いは、「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 4 年 3 月 31 日事務連絡）別添 3 の問 10-6 を参照されたい。

別紙

医薬品マスターの新設（令和4年11月16日適用）

医薬品コード	省略漢字名称	変更区分	单位名称	金額	備考
632923201	オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg 0.75mL 1回分	3	回分	1152.00	令和4年11月16日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その32）_別添2」